## 告 示

## 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

び埼玉県秩父県土整備事務所におい その関係図面は、令和五年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及 て一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

	T	
新	IΒ	旧 新 別
字駒形二一七一番七地先ま	一 丘 七番 一 也 七 か っ 司 郎 司 丁 大 字 秩 父 郡 皆 野 町 大 字 皆 野 字 栗 谷 瀬 二	区間
一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一〇・六九~一四・三一	(メートル)敷地の幅員
二 七 · 六 五		(メートル)
		備考